

利用調整基準表

1 基本点数

類 型		状 況	父	母
就 労	居宅外労働	居宅外で労働している場合（月の労働時間が120時間以上）	220	220
		居宅外で労働している場合（月の労働時間が120時間未満）	130	130
	居宅内労働	居宅内で労働している場合（月の労働時間が120時間以上）	190	190
		居宅内で労働している場合（月の労働時間が120時間未満）	120	120
妊娠、出産		妊娠中であるか又は出産後間がない場合（出産前後8週間）		170
疾病、 負傷、 障害	疾病、負傷	疾病又は負傷している場合（入院加療又は居宅内常時臥床の状態）	220	220
		疾病又は負傷している場合（居宅内で安静を要する状態）	160	160
		疾病又は負傷している場合（上記以外）	70	70
	精神又は身体の 障害	精神又は身体に障害を有する場合（身体障害者手帳1～3級、療育手帳重度又は中度、精神障害者保健福祉手帳1～2級の場合）	150	150
		精神又は身体に障害を有する場合（上記以外）	60	60
同居親族の介護、看護		同居の親族を常時介護、看護している場合（入院加療又は安静を要する状態）	140	140
		同居の親族を常時介護、看護している場合（上記以外）	50	50
災害復旧		震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	最優先	
求職活動		家計の主宰者が、現に求職活動を行っている場合	120	120
		現に求職活動を行っている場合（上記以外）	30	30
就学		学校教育法に規定する学校等に在学している、若しくは職業訓練校等における職業訓練を受けている場合	120	120
児童虐待・配偶者からの暴力		児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待又は配偶者からの暴力により、社会的養護が必要な状態にあり、特に保育が必要と認められる場合	最優先	
前各号に類するもの		児童福祉の観点から、福祉事務所長が必要と認める場合	※	※

2 調整点数

類 型	状 況	父	母
卒園児	乳児専門保育所及び地域型保育事業（事業所内保育（従業員枠）を除く）の卒園児（地域型保育事業の卒園児については、原則、連携施設の利用を希望する場合に適用）	最優先	
ひとり親	母子家庭又は父子家庭の状態にある場合	230	
保育士	保育士として保育所等で就労予定（内定者）、又は現に就労している場合（月の労働時間が120時間以上）	200	200
	保育士として保育所等で就労予定（内定者）、又は現に就労している場合（月の労働時間が120時間未満）	100	100
育児休業復帰 「きょうだい」との併用不可。	休業開始により退園した児童で、退園前に利用していた保育所等を希望する場合（育児休業の対象となる児童で、退園した児童と同一の保育所等を希望する場合にも適用）	170	
	休業開始により退園した児童で、退園前に利用していた保育所等以外を希望する場合（育児休業の対象となる児童で、退園した児童と同一の保育所等を希望する場合にも適用）	170	
	休業開始前から利用しているきょうだいと同一の保育所等を希望する場合	170	
	上記以外で、休業復帰に伴い保育所等の利用を希望する場合	140	
きょうだい 「育児休業復帰」との併用不可。	きょうだい異なる保育所等に在籍しているため、いずれかに転園させる場合	170	
	既にきょうだいが在籍している保育所等を希望する場合	170	
	きょうだいで新たに同一の保育所等を希望する場合	170	
多子世帯	小学校6年生までの児童が3人以上いる世帯（児童に増減があった場合は届出が必要です）	10	
保護者の障害 基本点数が「疾病、負傷、障害」以外の場合に限る。	精神又は身体に障害を有する場合（身体障害者手帳1～3級、療育手帳重度又は中度、精神障害者保健福祉手帳1～2級の場合）	10	10
	精神又は身体に障害を有する場合（上記以外）	5	5
同居親族の介護、看護 基本点数が「同居親族の介護、看護」以外の場合に限る。	同居の親族を常時介護、看護している場合（入院加療又は安静を要する状態）	10	
	同居の親族を常時介護、看護している場合（上記以外）	5	
当該児童の障害	利用申込みをしている児童が障害を有する場合	5	
生活保護	就労による自立支援につながると判断される場合	5	
転園 転居又は転勤による転園希望の場合に限る。	区外への転居又は転勤により、保育所等に在籍している児童を転園させる場合	10	
	区内での転居又は転勤により、保育所等に在籍している児童を転園させる場合	5	
その他	児童福祉の観点から、福祉事務所長が必要と認める場合	※	※